

平成31年2月20日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 平成31年2月20日(水)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 平成31年2月20日(水)
午後2時28分
- 3 招集の場所 福知山市役所6階 601会議室
- 4 出席委員の氏名 端野 学
倉橋 徳彦
塩見 佳扶子
和田 大顕

5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの

教育部長	田中 悟
教育委員会事務局理事	森山 真
次長兼教育総務課長	藤田 一樹
教育総務課担当課長	貴田 直子
次長兼学校教育課長	小田 浩二
学校教育課担当課長兼教育総務課	山田 珠美
学校教育課担当課長	土家 邦子
学校教育課総括指導主事	井上 雅道
学校給食センター所長	外賀 眞二
次長兼生涯学習課長	崎山 正人
中央公民館長	佐々木 和美
図書館長	浅田 久子

6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者

次長兼教育総務課長	藤田 一樹
-----------	-------

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第31号 原案どおり可決、承認

議第32号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議録調製者 教育部長

教育委員会会議録

1 開会

端野教育長が開会を宣告。

大槻委員については欠席の旨、届けがありました。

端野教育長 次に、現在のところはありませんが、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

端野教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

3 教育長報告の要旨

端野教育長から以下の報告がありました。

(1) 日新中学校が文部科学大臣表彰

「早寝 早起き 朝ごはん」運動の推進活動が優れている

○表彰式 平成31年3月7日(木)午後1時00分

○会場 国立オリンピック記念青少年総合センター

○研究活動

平成26年～平成28年 文部科学省指定「スーパー食育スクール」研究実践校

平成29年～ミッションUSS(ウルトラ・食育・スクール)継続・拡充

日新中学校が文部科学大臣表彰ということで、食育にこだわり、「早寝 早起き 朝ごはん」運動の推進活動が優れていることから、3月7日午後1時に国立オリンピック記念青少年総合センターで、表彰を受けます。平成26年からSSS(スーパー・食育・スクール)研究指定実践校ということで、研究実践を進めてきました。今回、USS(ウルトラ・食育・スクール)の継続充実ということで、優れた活動であったということでの表彰であります。

(2) 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(答申)

中央教育審議会 平成31年1月25日

○平成29年6月に文部科学大臣から諮問を受け、初等中等教育分科会に「学校における働き方改革特別部会」を設置し議論を進め、平成29年12月22日に「中間まとめ」を取りまとめた。

○これを踏まえ、文部科学省として「学校における働き方改革に関する緊急対策」を平成29年12月26日取りまとめた。

○その後、制度的な措置等についての審議を行い、このたび本「答申」を取りま

とめられたものであり、文部科学省では、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定した。

○今後、服務監督賢者の教育委員会は、本ガイドラインを参考にし、所管の公立学校教職員の勤務時間の上限に関する方針等を策定する。本市教育委員会においても、今後の通知を踏まえ対応していく。

～答申の「はじめに」～

「子供のためであればどんな長時間勤務も良しとするという働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれたものであるが、その中で教師は疲弊していくのであれば、それは子どものためにはならないものである。教師のこれまでの働き方を見直し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになるという、今回の働き方改革の目指す理念を関係者全員が共有しながら、それぞれがそれぞれの立場でできる取り組みを直ちに実行することを強く期待する。」

《中間まとめ》

ア 学校における働き方改革の背景・意義

○小学校の中・高学年の標準授業時数は、週に1コマ相当増加する。

○学校が抱える課題は、より複雑・困難化している。学校教師は、諸外国に比較して広範な役割を担っている。

○教員の勤務実態調査（平成28年度）の集計は、看過できない勤務実態である。

○学習指導要領を着実に実施するためには、教師の業務負担の軽減が喫緊の課題である。

○限られた時間の中で、児童生徒に接する時間を十分に確保し、教師の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性を高め、児童生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に行うことができる状況を作り出す。

イ 「学校における働き方改革」の基本的な考え方

○勤務の長時間化の要因

「授業や部活に従事する時間の増加」「部活の休養日設定等の未浸透」「書類作成等への対応策不十分」「時間管理の概念が希薄」「教職員定数の改善が不十分」

「使命感と責任感により業務範囲が拡大」

○検討の視点

「学校及び教師が担う業務の明確化と適正化」

「学校の組織運営体制のあり方の見直し」

「勤務時間のあり方に関する意識改革と制度面の検討」

「学校種や学校の設置者の違いを踏まえた働き方改革」

ウ 学校・教師が担う業務の明確化・適正化

○基本的な考え方

・学校の業務は、大きく分けると学習指導、生徒指導・進路指導、学級経営・学校運営。さらに関連業務も範囲が曖昧なまま教師が行っているのが実態である。半ば慣習的に行われている業務も存在する。

・「本来誰が担うべき業務か」「負担軽減のためにどのように適正化を図るべきか」の2点につき環境整備をしつつ、学校、教師以外の主体に積極的に移行する視点に立つ。

・必要性の乏しい慣習的業務は、思い切って廃止するべき。

・教育委員会は、具体的削減目標を設定し、業務総量を削減すること。

○これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務のあり方に関する考え方

・基本的に学校以外が担うべき業務

「登下校に関する対応」「見回り・補導」「学校徴収金の徴収」「地域ボランティアとの連絡調整」 → 地方公共団体、教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員、ボランティア等が担うべき

- ・学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

「調査・統計等の回答」「児童生徒の休憩時間中の対応」「校内清掃」「部活動」
→ 事務職員、輪番を組む、地域ボランティア、部活指導員で

- ・教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

「給食時の対応」「授業準備」「学習評価や成績処理」「学校行事の準備・運営」「進路指導」「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」 → 担任と栄養教諭の連携、補助的業務へのサポートスタッフ参画、事務職員との連携、専門部署との連携・協力

○業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

- ・国
- ・教育委員会等
- ・各学校

○学校作成の計画等の見直し（各種指導計画、運営計画）統合、一本化、様式統一

エ 学校の組織運営体制のあり方

オ 勤務時間に関する意識改革と制度面の検討

○勤務時間管理の徹底

○適切な勤務時間の設定

○教職員全体の働き方改革に関する意識改革

○公立学校の教師の時間外勤務の抑制に向けた制度的措置の検討

カ 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

○教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

○勤務時間の適正化や業務改善・効率化への支援

「緊急対策」「答申」「ガイドライン」別紙

「文部科学省は、ガイドラインの実効性を担保するための環境整備を議論する。」

○教師が教師でなければできないことに全力投球できるように、何が教師の本来の役割であるかを発信していく。

○働き方改革を学校評価項目とする。

○優秀教職員表彰の観点に追加

○指導要録様式の簡素化

働き方改革にかかわることで、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」という答申が、中央教育審議会から1月25日に出ました。その内容が、かなり膨大な資料ですので、目次だけコピーをしましたが、そういった内容のものであるということで、また、インターネットで検索をしていただいたら、内容について、見ていただけたと思います。

そこに書いてありますものについては、平成29年6月に、文部科学大臣から諮問を受け、学校における働き方改革特別部会を設置し、議論が進められ、平成29年12月22日に中間まとめを取りまとめられました。その中間まとめをそこに書いておきます。

1点目は、学校における働き方改革の背景・意義ということで、小学校の中・高学年では、週1コマ授業時数が増えたということです。これは、外国語活動や外国語科の内容です。ほかにも4点あります。

2点目は、学校における働き方改革の基本的な考え方ということで、勤務の長時間化の要因、検討の視点としては、そこに書かれたような内容で、例えば「学校及び教師が担う業務の明確化と適正化」「学校の組織運営体制のあり方の見直し」等、そういった点での検討の視点です。

3点目は、学校・教師が担う業務の明確化・適正化ということで、基本的な考え方、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務のあり方に関する考え方、業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策などがあります。役割分担については、学校から地域社会やPTAといったあたりに協力を求めることや本来、学校の教員が担うべき業務について等々、これまでの教育委員会会議でお伝えしました内容です。

4点目は、学校の組織運営体制のあり方について。

5点目は、勤務時間に関する意識改革と制度面の検討について。

6点目は、学校における働き方改革の実現に向けた環境整備について。

こういったことが中間まとめとして出されました。その中間まとめを踏まえ、緊急対策を取りまとめたということで、その緊急対策につきましては、資料をお配りしておりますが、答申が出ましたので、その答申をもとに、ガイドラインが策定されました。

そのガイドラインをもとに方針を定めるということになっております。これから、どのように方針を決めていくかについては、府から何らかの通知がおりてくるだろうと思いますが、福知山市教育委員会においては、今後、その通知を踏まえ、対応していくことになるということで、各学校に通知済みという段階にきております。ただ、これから出ていくガイドラインや方針、こういったものが本当に実効性のあるものになるのかという不安も若干ありまして、そういった部分では、本当に実効性のあるものにしていかなければならないということで、これは大きな課題ではあります。

3ページの中ほどにあります、「文部科学省は、ガイドラインの実効性を担保するための環境整備を議論する。」ということで、教師が教師でなければできないことに全力投球できるように、何が教師の本来の役割であるかを発信していく。働き方改革を学校評価項目とする。優秀教職員表彰の観点に、働き方改革の観点を追加する。指導要録様式の簡素化を考えるなど、本当にガイドラインの実効性を担保するための整備が、これから行われていくと書かれています。

(3)「児童生徒の学習評価のあり方について」(報告)をまとめた。

中央教育審議会の教育課程部会

○中央教育審議会の教育課程部会は、新学習指導要領に基づく「児童生徒の学習評価のあり方について」の報告をまとめた。

○報告は、評価結果を教師が授業改善に結びつけると同時に、子どもが自らの学習を見直すために生かすことを重視している。

○今後、文部科学省からの通知を受けて、新学習指導要領の目標にあわせ、評価方法や学習指導要録の様式や記載方法を検討する組織立ても必要になってくる。

3点目は、働き方、指導要録様式の簡素化に関連するわけですが、新学習指導要領に基づく児童生徒の学習評価の在り方についてということで、平成31年1月21日に報告があったものです。中央教育審議会教育課程部会でまとめられました。その内容については、児童生徒の学習評価の在り方について(報告)という資料ですが、1ページの上から三つ目の○に、平成29年3月に幼稚園教育要領、小中学校学習指導要領、平成30年3月に高等学校学習指導要領を公示したとあります。移行期間、準備期間を経て、幼稚園は平成30年度、小学校は平成32年度、中学

校は平成33年度、高等学校は平成34年度、全面実施に向けて進んでいくということです。

同時に、評価についての学習指導要録の改善もあわせてやっていかなければならないということから、学習評価の在り方について、報告がまとめられました。

2ページに、「新学習指導要領の下での学習評価の在り方について」とありますが、その報告ということです。

3ページに、「学習評価についての基本的な考え方」ということで、枠内に、「子どもたちの学習の成果を的確にとらえ、教員が指導の改善を図るとともに、子どもたち自身が自らの学びを振り返って、次の学びに向かうことができるようにするためには、学習評価の在り方が極めて重要」と位置づけられています。

(1) カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価、(2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価、(3) 学習評価について指摘されている課題とあります。

課題が二つあるわけですが、一つ目は、これもこれまでに言われたといえますか、声としては聞いたようなこともあるわけですが、「学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない」ということ。

二つ目は、「現行の関心・意欲・態度の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面をとらえる評価であるような誤解を払拭し切れていない」ということです。

4点目は、学習評価の改善の基本的な方向ということで、ここで教師の働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえた上で、①児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと、②教師の指導改善につながるものにしていくこと、③これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと、こういった基本的な改善の方向が示されています。

17ページを御覧ください。

(7) 指導要録の改善についてということで、これが現行の学習指導要領の指導のページです。ここに、例えば、国語であれば、国語への関心、意欲、態度、話す、聞く能力、書く能力、読む能力、言語についての知識、理解、技能と、こういう観点があり、この観点別に評価をし、最終、総合的に評定を記入するといった様式ですが、これの観点が変わります。どう変わるかといいましたら、これまで、知識・理解としていたのが、知識・技能となることや、関心・意欲・態度というのが、主体的に学習に取り組む態度と表現が変わってきます。それなりの理由はあるわけですが、そのような観点が変わってきます。

18ページを御覧ください。

要録の取り扱いについては、ここに書かれたようなことで、これまでから続いているものもあるわけですが、例えば、三つ目の○は、教師の勤務実態なども踏まえ、指導要録や通知表、調査書等の電子化に向けた取り組みを推進することは不可欠であるので、ICT環境を整備し、校務の情報化を推進する必要があるといった方向でこれから進められていくということが書かれています。

一つ目の○に戻りますが、総合所見及び指導上参考となる諸事項など、文書記述の部分があります。現場のときには、下書きをしたり、主任さんからチェックが入ったり、赤字が入ったりするところですが、この内容についても、特徴的なものを重点的に記入したらよいといった、必要最小限のものにとどめることに改められています。要録についても、さまざま観点や記入の仕方が変わるなど、大きく変わってくる方向にあります。

今後、現行の学習指導要録を共同印刷にかけ、これから変えていくわけですが、その通知については、年度末に向けておいてくる予定になっています。おきてきたら

すぐに取りかからなければならぬ状況にこれからなってくるということで、3点目に上げております学習評価のあり方について、報告をまとめるというのは、そういった内容のことです。

この市立学校、例えば、学校教育振興会のあたりで、学習評価のあり方についての協議を進める。また、要録の検討協議をする。そういった組織や場の設定も、今後、必要であろうということで、今、中教研では、そういった動きが進められています。あわせて、小教研も恐らくそういう動きが出てくるだろうと、校長会からは聞かせてもらっております。

以上3点報告しましたが、御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次に議題に入ります。

4 議事

(1) 議第31号(教育委員会事務点検評価について)

端野教育長 「教育委員会事務点検評価について」説明をお願いします。

藤田次長兼教育総務課長 ～資料に基づき説明～

議第31号「教育委員会事務点検評価について」御説明いたします。資料につきましては、机上配付しております点検・評価報告書の修正箇所抜粋版となります。

前回の協議会におきまして、一定、御説明を申し上げた中で、御意見をいただきましたことと、評価委員さんの意見が集約できていなかったことを含め、若干未完成のものを見ていただいた内容でしたので、修正しました部分の抜粋を用意しております。

2ページを御覧ください。

昨年度の評価委員さんの意見を本来なら挿入しておくべきでしたが、空白になっておりましたので、参考のために入れております。

14ページを御覧ください。

教育委員会議の評価(成果と課題)を、事務局において、成果5点と課題3点を御提案させていただきましたが、課題について、議論いただき、委員さんからの御意見をお伺いする中で、まとめさせていただいたものを載せております。

1点目は、「多くの傍聴者を迎えて、市民に開かれた教育委員会議となるよう、教育委員会の取組みの積極的な広報と、市民の理解を深める活動の充実。」

2点目は、「教育委員会議の協議内容を更に充実させ、研修活動にも取り組めるように、会議の効率的な運営。」

3点目は、「教育委員会制度に関する改革(総合教育会議の設置)による、市長部局との連携・相互理解の推進。」

1点目と2点目について、御意見をいただいた点について、修正をさせていただきました。

17ページを御覧ください。

前回の協議会での御説明を踏まえてという形でしておりますけれども、本年度の点検・評価につきましても、昨年度から採用しております事務事業評価シートの評価に基づき、ある程度科学的な評価にしております。それにプラスしまして、最終評価ということで、点

検評価委員さんの点検評価会議における議論を加味したものを最終評価として位置づけるということで、新しい取り組みとして、本年度の評価から取り入れたという流れでございます。全体の評価書の構成については、従来からの流れに沿った形で仕上げております。

18ページを御覧ください。

1月28日と29日の2日間にわたりまして、3名の委員様に点検・評価会議をお世話になり、その中で出ました主な意見をまとめております。

1点目は、「特に重要な項目は、具体的な目標を明確に揚げて、関係する事業を実施し、目標に対しての結果を示すべきである。」

2点目は、「何がどう良くなったのか」「どこの何が課題なのか」を具体的に記述して、分かりやすい報告書にすべきである。」

3点目は、「放課後児童クラブ運営事業」「地域で支える（地域未来塾）開講事業」「少年補導センター運営事業」については、実施内容からすると「A」に評価できる。」

ということで、ほかにも御意見をいただきましたが、大きく分けて3点の御意見をいただきました。

1点目は、従来から御意見をいただいておりますが、数値目標を立てて、その数値にどれだけ近づいたのか、近づかなかったのかということを示すと、わかりやすいのではないかという御意見をいただいたということでございます。

しかしながら、事業によりましたら、数値の目標をつかむことが一手間、二手間、どのようにつかむのかということもありますので、そのあたりが課題となります。

2点目は、記述の方法でございます。年度を新しくした、数値を入れかえたといった、従来どおりの記述から抜け切れていないところもあることから、具体的に記述し、わかりやすい報告書に仕上げしてほしいという御意見をいただいたということでございます。

3点目は、ここにあります3事業について、点検・評価会議の議論として、点検評価委員さんの評価を加味するという視点で、評価を「A」にしてはどうかという御意見をいただいたということでございます。

19ページを御覧ください。

表の右の欄が、本年度新しくできた最終評価の欄でございます。

20ページを御覧ください。

番号1-7、1-8、1-11の3事業は、重点項目総合の評価、計算式で導いた評価が、「B」であったのを点検評価委員さんの評価を加味し、最終評価を「A」に変更しております。

それに関連いたしまして、それぞれの重点項目評価書を修正しております。

52ページを御覧ください。

6行目に、「本年度の評価についても、昨年と同様に本市の「事務事業評価シート」を活用し、各事務事業の「必要性」「効率性」「有効性」の評価を点数化し、重点項目毎に平均化して、各重点項目の総合評価としております。さらに、本年度から点検評価委員の評価が反映できるように、点検評価会議での議論による総合評価を「最終評価」とすることとしました。なお、点検評価会議での意見を踏まえ、各事務事業の具体的な目標設定を図り、更にわかりやすい点検・評

価報告となるよう努めてまいります。」ということで、先ほど説明させていただいたことをまとめております。

本年度につきましては、このような形で報告書をまとめさせていただきました。

A評価をたくさんいただく中で、できていないところについては、率直にできていない評価をしていくべきだろうと、個人的には思っております。また、その辺は、今年の評価結果を踏まえ、来年度についてもさらに、この評価の仕組みもさることながら、わかりやすい評価を報告書にまとめていく必要があると思っております。説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

和田委員 最終評価が、「A」に変わった3事業について教えてください。番号1-7と1-8の事業ですが、各事業評価は、全てb評価です。そのほかの事業で、重点項目総合評価がA評価になっている事業を見ますと、それぞれa評価の部分は一定あります。全くa評価がない事業を最終評価で「A」に変えるということと、評価基準は平均値が2.6以上という条件があるにもかかわらず、1-7と1-8の事業は2.0で、1-11の事業は2.5であるということについて、評価委員さんの御意見が加味されて「A」に変わったということは、理解できそうな感じですが、この部分について、御説明をお願いしたいということが1点と、前回の教育委員会の資料は、評価委員さんの評価を受けた後の資料だと私は理解していましたが、なぜ評価委員さんの評価が、今回の資料に反映されたのか、その時間的な差、ずれについての御説明をお願いしたいと思います。

藤田次長兼教育総務課長

御意見をいただきましたことについては、御指摘のとおりでございます。

特に、最終評価のところ、評価委員さんの議論による意見をいただくあたりの考え方で、事務事業評価シートは、過去の議論の中でも、主観的に良くできたので「A」という担当者の思いではなく、科学的に分析したもので、その基礎を出すとうのかなのかという中で、評価シートを全庁的につくっているものであります。事務の効率化から申しまして、これを点検・評価に採用していただくほうが良いということから採用をしております。

しかしながら、事務事業評価シートは、もともと事業の棚卸しをはじめ、行政の効率化、合理化等の視点が、評価の基準に色濃く出ております。

評価表の事務事業評価内の評価点としては、必要性が3項目、効率性が3項目、有効性が3項目あり、この9項目全てが3点で、27点満点となった場合に、各事業の評価が「a」となる配分になっております。

したがって、どこか一つでも2がありますと、「b」になります。その「必要性」には、「民間事業者や市民が自ら実施することのできない事業か」ということが、評価項目になっております。要するに、

民間でできることは民間にお願いしていこうといった行政のスリム化、財政的なものもありまして、民間活用を行うべしという評価の流れの項目がございます。その項目でいきますと、「放課後児童クラブ」については、全国でも民営化になっているところがありますので、どうしても行政でないといけない事業かと問われますと、直営でなくてもできる事業であるというところから、その項目については、どうしても3がつかないということになります。

「効率性」には、「受益者との負担関係や単位あたりコストは妥当な水準か」ということが、評価項目になっております。「放課後児童クラブ」については、料金の値上げ等々、一定させてはいただきましたが、必要な分についての負担を十分にいただくという、費用対効果の考え方と、子育てを応援する、支援するという考え方との経費のバランス的なところについて、永遠の課題がございまして、その項目について、十分料金をいただいているというところが3なのか、安く努力してやっているというところが3なのか、というあたりでいきますと、これも3がつきにくい評価になります。

といったところで、「放課後児童クラブ」については、a評価にはならないということを説明の中でも出ましたが、「放課後児童クラブ」においては、料金の値上げ等も図りながら、また「地域未来塾」においても、多くの支援員さんに地域でお世話になっており、まだまだの事業でありながらも、一定の成果が出ており、利用者も伸び、地域もやっていることに報いるべきという意見でございましたので、この2事業について、A評価にという論議があった中でのランクアップということになります。

合理化については、当然、考えていかなければならないですが、そういった評価の視点が、教育委員会としての点検・評価には、似合わないところがあるという思いでの評価委員さんからの御意見であったのではないかという思いもしております。

最終評価と意見、助言が空欄であったことにつきましては、1月28日及び29日に点検・評価を受けまして、その記録から抜粋し、各委員さんに照会をかけたか、意見を聞き、確認する時間が必要でしたので、そのあたりがまとまってからということで、空欄で出ささせていただいておりましたが、御理解を賜りたいと思います。

和田委員 どう頑張っても3の評価ができない、2が最高の点数であるという理解でよかったですか。

藤田次長兼教育総務課長

そのとおりです。事務事業評価シートの視点は、民営化できるものは、民営化するということが、満点といったつくりになっている部分もあります。これは評価の見方だと思いますが、民営化ありきはいかなものかというのも、また評価のあり方で、そのあたりが難しいところだと思っております。

和田委員 これは議会へ出るとは思いますが、御説明いただいた内容で、よく理解できましたが、そのことが理解できるように、例えば、2がベストであるということについて、欄外に説明があったほうが、分かりやすいとは思いますが。

- 端野教育長 他に御質問はありますか。
- 倉橋委員 平成30年度が終わるころに、平成29年度の評価をするわけですが、その辺の矛盾といいますか、もうひとつイメージができません。ですから、その辺をきちんと分けて考えることが、意識の中では難しいので、例えば、次年度の6月か7月頃に出すといったことは可能なのか、時期的な問題で難しいのかをお聞きします。
- 藤田次長兼教育総務課長 事務事業評価シートが、秋ごろにできますので、時期的に難しいところではあります。12月議会に間に合うように出すということについては、頑張ったら可能であるとは思いますが。
- 倉橋委員 市長部局の事務事業評価も1年ずれているということは、市役所からすれば、ごく当たり前のことということですか。
- 藤田次長兼教育総務課長 そのとおりですが、ややもすると遅れぎみになり、この時期になっているということも否めません。これについては、旬がありますし、PDCAサイクルで回すという意味でも、早く反省し、次の事業にいかしていくということは、当然の流れですので、できるだけ早くなるよう、努めていかなければならないとは思っております。
- 倉橋委員 事務事業評価について、その概要は出るけれども、細かく出ていくものではないということですか。
- 藤田次長兼教育総務課長 事務事業評価シートについては、公開されておりますので、インターネットで見ていただくと、内容を全て見ることができます。これは、一つ一つの事業評価が載っているだけで、教育委員会のように、体系化し重点項目に照らし合わせるといったまとめ方はしておりません。
- 倉橋委員 その辺が、市民からすれば、1年ずれたものは意味がないといえますか、やや意味が薄くなるのではないかという気はします。しかし、我々はそうはいきませんので、きちんと反省し、次年度に生かしていかなければなりませんので、大事だとは思いますが、外向きに出すとなると、1年ずれるということがもうひとつという気はします。
- 端野教育長 他に御質問はありますか。
- 全委員 特になし。
- 端野教育長 点検評価そのものについてですが、福知山市教育委員会事務点検及び評価実施要綱、平成23年3月30日告示とあるわけですが、第

3条に、点検及び評価の実施ということで、点検及び評価の方法並びに結果について、客観性及び透明性を確保するため、教育に関し学識経験を有するもの（以下、「点検評価委員」という。）から意見を聴取する。ということで、その方法、結果についての内容が記されております。

そのことを頭に置いて考えた場合、評価表の重点項目総合の平均値は、教育委員会事務局内部の自己評価であり、外部評価者の点検評価委員から、自己評価に対する評価、AならA、BならB、Bとあるがここは頑張っているからAといった最終評価が、点検評価委員からの評価ということで、右の最終評価の欄であると理解しております。

したがいまして、点検評価をお世話になったときに、例えば、番号1-7の「地域未来塾」開講事業で、平成27年度に桃映中学校の国語からスタートし、現在、全ての中学校に広がり、実施をしています。生徒も支援員さんとよい関係で、一生懸命進路に向けて励んでいます。また、支援員さんも生徒に対して、いろいろな心配りや温かい視線で指導、支援をいただいている状況から言いますと、Bではなく、Aで評価できるのではないかという御意見をいただきました。

同様に、番号1-8の放課後児童クラブの事業についても、子どもの居場所、また就労との関係で、より多くの子どもたちを登録し、日々、学校との協力の中でお世話になっているということでしたし、番号1-11の少年補導センター運営事業についても、市の補導センター開設以来、40年経過した中で、補導センターそのものについて、京都府から表彰もありましたし、実際に街頭補導をお世話になっている補導員さん方についても、何十年とお世話になっており、最近の市街地での子どもの様子も随分変わってきましたので、マイナスではなく、プラスの方向へ動いているのではないかと、そういった報告もあった中で、自己評価はBであったけれども、外部評価者としては、もう少し良い評価をと御意見をいただきました。

したがいまして、結果的にはAに変えたということですが、御意見がありましたように、数字や記号では、Aの資格がないのに、なぜAなのか、当然そのように見えますが、評価委員さんからの評価により、このような結果になっているというところだと思います。議第31号について承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に、議第32号「福知山市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

(2) 議第32号（福知山市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則について）

小田次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

「福知山市立小学校及び中学校通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。

資料につきましては、会議案 3 ページから 6 ページまでとなります。
4 ページを御覧ください。

中身につきましては 2 点ございます。

1 点目は、4 月から下六人部小学校が六人部小学校に校名を変更することに伴う改正で、別表にあります校名を変更させていただきます。

2 点目は、三和小学校の開校に伴う改正で、菟原小学校の菟原下一地区から大身地区までの 6 区域、細見小学校の西松地区から加用地区までの 16 区域を三和小学校にということで、学校統合に伴い、22 区域に改正するものでございます。

この規則につきましては、平成 31 年 4 月 1 日から施行ということで、予定をしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第 32 号について承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に報告・説明事項の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

5 教育委員会 報告・説明事項

(1) 教育長決裁による後援承認事項について

由里教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.76 第 5 回 3 B 体操オールエイジ北関西大会 2019 IN 亀岡

No.77 福知山成美高等学校吹奏楽部 第 15 回定期演奏会

No.78 大阪国際児童文学館を語る会・考える会 in ふくちやま

端野教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

和田委員 3 B 体操オールエイジ北関西大会についてお聞きします。後援していただくことは大賛成ですが、会場が亀岡市民体育館となっております。3 回目の後援とはなっていますが、福知山市教育委員会後援承認に関する取扱要綱のどの部分に当たるのかを教えてください。

崎山次長兼生涯学習課長

3 B 体操については、福知山市内にもクラブがあり、数十名の方が活動されているとお聞きしております。今回、亀岡市において開催される大会に参加されるということですが、この 3 B 体操そのものが、0 歳から高齢者を対象に、体を動かして健康で楽しい生活をおくることを目的にされ、活動されております。

去年は、福知山市において、この大会が開催されており、会場は、

北近畿で持ち回りをしているということです。
特に、要綱に抵触することはないということで、生涯学習の一環として、市民と会員との交流ということも言われておりますので、今回、承認させていただいております。

和田委員 3B体操の意義も、参加されている意味もよくわかっていますが、このことが、福知山市教育委員会後援承認に関する取扱要綱のどの部分に該当しているのかを教えてください。

崎山次長兼生涯学習課長

取扱要綱の対象事業としては、教育目標の推進に寄与するもので、公益性のあるものとし、後援の条件としては、政治活動や宗教活動等、該当するものであってはならないとあります。後援できない条件については、幾つか項目がありますが、スポーツ活動などの取り決めは、特にありませんので、教育目標の推進に一定寄与し、公益性のあるものと判断しております。3回目の後援にもなりますし、特に抵触するものではないと思っております。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 承認いただいているということで、事後承認とさせていただきます。

6 閉会

端野教育長が閉会を宣言。